

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和6年9月25日午前9時20分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

- 1.招 集 委 員 13名

- 2.出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋	善一	2 番	高橋	隆	3 番	山岸	誠
4 番	黒澤	ちよ子	5 番	本間	仁一	6 番	青木	憲一
7 番	浅野	厚司	9 番	神尾	篤志	10 番	朝倉	善則
11 番	鈴木	正徳	12 番	渡沢	寿	13 番	安達	芳紀

3. 欠 席 委 員 8 番 伊藤 圭一

- | | | | |
|------------|----------|---------|--------|
| 4. 出席事務局職員 | 南陽市農業委員会 | 事務局 長 | 山内 美穂 |
| | 同 | 事務局 長補佐 | 梅津 智也 |
| | 同 | 農地係 長 | 嶋貫 信一郎 |

- | | | |
|------------|-------|--|
| 5. 付 議 事 件 | 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| | 日程第 2 | 会期の決定について |
| | 日程第 3 | 諸般の報告について |
| | 日程第 4 | 報第 1 3 号 南陽市認定農業者の認定について |
| | 日程第 5 | 議第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について |
| | 日程第 6 | 議第 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |

6.

(開会：ときに午後9時20分)

会議の要領
議長(高橋会長)

令和6年9月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、8番 伊藤圭一委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

議長(高橋会長)

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

4番 黒澤ちよ子委員、5番 本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

4番 黒澤ちよ子 委員

5番 本間 仁一 委員

議長(高橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

日程第4 報第13号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第13号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年8月29日付け農第825号で、南陽市長から本委員会に対し、令和7年1月1日付けで2件、令和7年2月1日付けで6件を認定農業者として認定した旨の通知、及び令和6年8月29日付けで認定農業者2件の計画変更があった旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 議題34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第34号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページになります。

所有権移転の申請2件となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 897㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 42㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第34号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

1番の現地調査について、5番 本間仁一委員より報告をお願いします。

5番 (本間仁一委員) 昨日、現地を確認してまいりました。現地には剪定した枝等が積み上げられている所がありましたが、草刈はされており、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番 (山岸誠委員) 今朝、確認してまいりました。作付けなどはされていませんでしたが、草刈等の管理はされていまして。以上です。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは始めに、議第34号1番の案件について、審議いたします。それではここで、議長を交代いたします。

議長（高橋隆職務代理人） 議長を交代いたしました。
それでは、議第34号1番の案件について審議いたします。
ここで、1番 高橋善一委員の退席を求めます。

…………高橋善一委員退席…………

議長（高橋隆職務代理人） これより審議に入ります。
1番の案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋隆職務代理人） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋隆職務代理人） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの1番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋隆職務代理人） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋隆職務代理人） ここで、1番 高橋善一委員の復席を求めます。

…………高橋善一委員復席…………

議長（高橋隆職務代理人） それでは、議長を高橋善一会長に交代いたします。

議長（高橋会長） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長） それでは次に、議事参与案件の1番を除く2番について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの2番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、2番については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第35号について、ご説明申し上げます。
議案書は5ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんから ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,127㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、原則転用できない第1種農地ではありますが、例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番の現地調査について、11番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

11番 (鈴木正徳委員) 9月18日に、私と朝倉委員、嶋貫農地係長の3名で、5条1件の現地調査を行いました。
この案件については、申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、評決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年9月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午前9時32分)